



2025年11月26日

各 位

会社名 株式会社ココナラ
代表者名 代表取締役社長CEO 鈴木 歩
コード番号 (4176 東証グロース)
問合せ先 経営管理部長 田中 元
(TEL 03-6712-7771)

譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、以下のとおり、譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分（以下「本自己株式処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

1. 処分の概要

(1) 処分期日	2025年12月18日
(2) 処分する株式の種類及び数	当社普通株式105,263株
(3) 処分価額	1株につき342円
(4) 処分価額の総額	35,999,946円
(5) 処分予定先	代表取締役社長CEO 1名105,263株
(6) その他	該当ありません。

2. 処分の目的及び理由

当社は、2022年10月14日開催の取締役会において、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除きます。以下同じです。）を対象とする新たな報酬制度として、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入することを決議いたしました。

また、2022年11月29日開催の第11回定時株主総会において、①本制度に基づき、取締役に対して譲渡制限付株式を報酬等として付与し、又は、譲渡制限付株式の付与のための金銭報酬債権を報酬等として支給することとし、その譲渡制限期間は、3年間から10年間までのうち当社取締役会が定める期間とすること、②譲渡制限付株式の付与は、取締役の報酬

等として金銭の払込み等を要せず当社の普通株式の発行若しくは処分を行う方法、又は、取締役に対して支給された金銭報酬債権の全部の現物出資と引換えに当社の普通株式の発行若しくは処分を行う方法のいずれかにて行うこと、③本制度により発行又は処分される当社の普通株式の総数は年間80,000株以内とし、その金額は既存の金銭報酬枠とは別枠で年額20,000千円以内とすること等につきご承認をいただいております。

加えて、2025年11月26日開催の第14回定時株主総会において、本制度により発行又は処分される当社の普通株式の総数は年間400,000株以内とし、その金額は既存の金銭報酬枠とは別枠で年額100,000千円以内とすること等につきご承認をいただいております。

今般、当社は、本日開催の取締役会において、当社の取締役1名（以下「対象取締役」といいます。）に対し、本制度の目的、対象取締役の職責の範囲その他諸般の事情を勘案し、金銭報酬債権35,999,946円を支給し、それを現物出資させて、譲渡制限付株式として、当社の普通株式105,263株を処分することを決議いたしました。

なお、本自己株式処分に係る処分株式の数は普通株式105,263株であり、2025年11月26日現在の発行済株式総数24,053,300株（普通株式、自己株式を含む）に対して0.44%となります。当社としては、本制度の上記目的に鑑み、本自己株式処分による希薄化規模は合理的なものであると判断しております。

＜譲渡制限付株式割当契約の概要＞

本自己株式処分に伴い、当社と対象取締役は譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結いたしますが、その概要は以下のとおりです。

（1）譲渡制限期間

対象取締役は、2025年12月18日（払込期日）から2028年12月18日までの間、本割当契約に基づき割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない。

（2）譲渡制限の解除条件

対象取締役が譲渡制限期間中、継続して、当社又は当社子会社の取締役又は従業員のいずれかの地位にあったことを条件として、譲渡制限期間満了日において、本割当株式の全部につき、譲渡制限を解除する。ただし、対象取締役が、譲渡制限期間中に任期満了、死亡その他当社の取締役会が正当と認める理由により当社又は当社子会社の取締役又は従業員のいずれの地位も喪失した場合、当該喪失の直後の時点をもって、当該時点において対象取締役が保有する本株式の全部につき、譲渡制限を解除する。

（3）当社による無償取得

当社は、譲渡制限期間が満了した時点、又は、譲渡制限期間中に対象取締役が当社又は当社子会社の取締役又は従業員のいずれの地位も喪失した直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

（4）株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象取締役が大和証券株式会社に開設した譲渡制限付株式の専用口座において管理される。

（5）組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役

会)で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、本割当株式の全てにつき、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る譲渡制限を解除する。

3. 払込金額の算定根拠及びその具体的な内容

本自己株式処分は、本制度に基づき割当予定先に支給された金銭報酬債権を出資財産として行われるものであり、その払込金額は、恣意性を排除した価額とするため、2025年11月25日（取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所における当社の普通株式の終値である342円としております。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、直近の株価に依拠できないことを示す特段の事情のない状況においては、当社の企業価値を適切に反映した合理的なものであって、対象取締役にとって特に有利な価額には該当しないと考えております。

以上